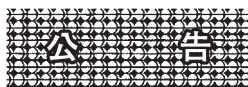


上伊那郡宮田村	9月11日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡南箕輪村	9月14日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地 1 南箕輪村役場
伊那市のうち高遠町及び長谷地区	9月16日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地 1 高遠町文化体育館
東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月17日(木)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場坂北支所
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月18日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5711番地 1 坂井公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡朝日村	9月28日(月)	午前10時30分から正午まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡山形村		午後1時30分から午後3時30分まで	東筑摩郡山形村2030番地 1 山形村役場
上高井郡小布施町	9月29日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地 2 小布施町役場駐車場
上高井郡高山村	9月30日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区	10月1日(木)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び 稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字稲荷山2131番地 2 千曲市稲荷山公民館
千曲市のうち埴生、屋代及び 粟佐地区	10月2日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ZERO
- 3 代表者の氏名
坂口 智教

- 4 主たる事務所の所在地
須坂市墨坂南5丁目2番19号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者、生活困窮状態に陥る人々に社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、誰もが地域で生活できるように、安心・安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

長野県松本あさひ学園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成27年7月23日

長野県知事 阿部 守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県松本あさひ学園

(2) 所在地

松本市旭2-11-25

(3) 設置目的

児童の福祉を目的として、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

生活施設棟、小体育館及び治療・学校施設

イ 敷地面積

11,182.15㎡

ウ 建物の構造及び延べ床面積

生活施設棟 鉄筋コンクリート造り2階建て 1,480.02㎡

小体育館 鉄骨造り平屋建 333.56㎡

治療・学校施設 鉄筋コンクリート造り 936.50㎡

2 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県松本あさひ学園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県松本あさひ学園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 入所者の入所に関する業務

(2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導

(3) 退所者に対する相談その他の援助

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。

(2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(4) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(5) 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成27年8月7日（金）

午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所 長野県松本旭町庁舎2階研修室

(3) 参加申込み

説明会参加希望者は、募集要項に定める方法により、平成27年8月3日（月）午後5時までに長野県県民文化部こども・家庭課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県県民文化部こども・家庭課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kodomo/index.html>)

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部こども・家庭課へ提出してください。

ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準じるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における応募者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における応募者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員名簿及び履歴書

オ 応募者が4の(2)の応募資格に該当する旨の誓約書

カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成27年7月23日（木）から9月10日（木）まで（郵送による応募は、9月10日（木）までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県松本あさひ学園指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項および仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部こども・家庭課（電話 026-235-7099）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ使用します。

こども・家庭課

公告

長野県信濃学園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県信濃学園

(2) 所在地

松本市波田4417-8

(3) 設置目的

児童の福祉を目的として、障がい（主に知的障がい）のある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに自立自活に必要な知識及び技能を付与する。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

居室、作業室、訓練室、食堂、家庭生活室、保健室、静養室、事務室等

イ 敷地面積

12,105.75㎡

ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート造 3,328.85㎡

2 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県信濃学園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県信濃学園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 入所者の入所に関する業務

(2) 入所者に対する保護

(3) 入所者に対する日常生活の指導

(4) 入所者に対する自立自活に必要な知識技能の付与

(5) 施設及び設備の維持管理

(6) 長野県信濃学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。

(2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(4) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(5) 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団

員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成27年8月12日（水）

午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所 長野県信濃学園 会議室

(3) 申込方法

説明会参加希望者は、募集要項に定める方法により、平成27年8月5日（水）午後5時までに長野県健康福祉部障がい者支援課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県健康福祉部障がい者支援課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

（<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/kanrisha/index.html>）

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県健康福祉部障がい者支援課へ提出してください。

ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準じるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における応募者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準じるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における応募者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が4の(2)の応募資格に該当する旨の誓約書

カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成27年7月23日（木）から9月10日（木）まで（郵送による応募は、9月10日（木）までに必着したものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から健康福祉部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県健康福祉部障がい者支援課（電話 026-235-7103）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ使用します。

障がい者支援課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項におい

て準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
駒ヶ根都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び宮田村役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

飯綱都市計画区域

- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所
飯綱町役場 牟礼庁舎、飯綱町役場 三水庁舎

- 4 縦覧期間

自 平成27年7月23日

至 平成27年8月7日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年7月23日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1(1) 許可番号

平成26年11月26日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-10号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字荒熊1187番1の内、1240番22

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市牛沢町1番6号

大畑工務店株式会社 代表取締役 大畑 武

- 2(1) 許可番号

平成27年1月26日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-12号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字西谷地2856、2856先、字眩前

2972-1、2972-9、2959-2先から2971-3先まで、2972-1先から2972-9先まで

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1052-1003

ベルエア・エンタープライゼス株式会社

代表取締役 ギャリー・ターナ

- 3(1) 許可番号

平成27年4月16日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-18号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字沓掛道764-1、764-3、764-4、764-8、764-9、764-10、字北原820-14、820-131

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区南青山3-8-37

株式会社シティインデックスファースト

代表取締役社長 亀井 顕彦

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年7月23日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

- 1 許可番号

平成27年4月6日 長野県上伊那地方事務所指令26上伊地建第35-13号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡辰野町大字赤羽509-1、509-2、525-1、528-1

(第1工区)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎1-11-2

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年7月23日

長野県警察本部長 山崎 晃義

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

車両用信号灯器 840灯

歩行者用信号灯器 672灯

車両用矢印灯器 163灯

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課施設室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

- 3 落札者を決定した日

平成27年7月6日

- 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 コイト電工株式会社本社営業部

- (2) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区前田町100
- 5 落札金額
51,602,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年5月25日

会計課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

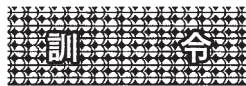
平成27年7月23日

長野県警察本部長 山崎 晃 義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子計算装置一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社長野営業所
 - (2) 所在地 長野市上千歳町1137番地23
- 5 落札金額
1月当たり賃借額 9,362,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年5月21日

情報管理課



長野県訓令第15号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成27年8月1日から施行します。

平成27年7月23日

長野県知事 阿部 守 一

第30条第8項中「又は第6項」を「、第6項又は第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別養子縁組休暇願（様式第11号の2）に特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足りる書類及び養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添えて、所属長に提出しなければならない。

第32条第1項中「又は第6項」を「、第6項又は第7項」に改める。

様式第11号の次に次の様式を加える。